

大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(維持保全に関する準則の作成等を要する建築物)</p> <p>第9条の2 法第8条第2項第2号の規定により市長が指定する建築物は、事務所その他これに類する用途に供するもの（特殊建築物を除く。）で、<u>階数が3以上</u>であり、当該用途に供する部分の床面積の合計が<u>200平方メートルを超えるもの</u>（避難階（令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）以外の階を当該用途に供しないもの並びに地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のものを除く。）とする。</p>	<p>(維持保全に関する準則の作成等を要する建築物)</p> <p>第9条の2 法第8条第2項第2号の規定により市長が指定する建築物は、事務所その他これに類する用途に供するもの（特殊建築物を除く。）で、<u>地階を除く階数が5以上</u>であり、当該用途に供する部分の床面積の合計が<u>3,000平方メートル以上であるもの</u>（避難階（令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）以外の階を当該用途に供しないものを除く。）とする。</p>
<p>(特定建築物の定期報告)</p> <p>第11条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の（あ）欄に掲げる用途に供するもので、その用途に応じそれぞれ同表（い）欄に掲げるもの（同表の1の項から3の項まで及び6の項の（あ）欄に掲げる用途に供するものにあつては、避難階以外の階を同欄に掲げるそれぞれの用途に供しないものを、同表の<u>5の</u></p>	<p>(特定建築物の定期報告)</p> <p>第11条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の（あ）欄に掲げる用途に供するもので、その用途に応じそれぞれ同表（い）欄に掲げるもの（同表の1の項から3の項まで、<u>5の項及び6の項の</u>（あ）欄に掲げる用途に供するものにあつては、避難階以外の階を同欄に掲げるそれぞれの用途に供しないものを、同表</p>

項及び7の項から13の項までの同欄に掲げる用途に供するものにあつては、避難階以外の階を同欄に掲げるそれぞれの用途に供しないもの並びに地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のものを除く。)とし、当該特定建築物に係る同条第1項の規定による報告の時期は、それぞれ同表(う)欄の各項に掲げるとおりする。

項番号	(あ)	(い)	(う)
	用途	建築物の種別	報告の時期
[略]			
5	事務所 その他 これに 類する もの	階数が <u>3以上</u> であり、床面積 の合計が <u>200平</u> 方メートルを 超えるもの	[略]
[略]			
[(1) 略]			
(2) 1の項から3の項までの <u>階数</u> の計算については、地階を算入しない。			

[2~6 略]

(特定建築設備等の定期報告)

第11条の2 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等(防火設備を除く。)は、次の表の(あ)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に応じそれぞれ同表(い)欄に掲げるもの(同表の1の項、2の項及び5の項に掲げるものにあつ

て)の7の項から13の項までの同欄に掲げる用途に供するものにあつては、避難階以外の階を同欄に掲げるそれぞれの用途に供しないもの並びに地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のものを除く。)とし、当該特定建築物に係る同条第1項の規定による報告の時期は、それぞれ同表(う)欄の各項に掲げるとおりする。

項番号	(あ)	(い)	(う)
	用途	建築物の種別	報告の時期
[同左]			
5	事務所 その他 これに 類する もの	階数が <u>5以上</u> であり、床面積 の合計が <u>3,000</u> 平方メートル 以上であるもの	[同左]
[同左]			
[(1) 同左]			
(2) 1の項から3の項まで及び5の項の <u>階数</u> の計算については、地階を算入しない。			

[2~6 同左]

(特定建築設備等の定期報告)

第11条の2 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等(防火設備を除く。)は、次の表の(あ)欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に応じそれぞれ同表(い)欄に掲げるもの(同表の1の項、2の項、4の項及び5の項に掲げるも

ては、避難階以外の階を同表（あ）欄に掲げるそれぞれの用途に供しないもの、同表の4の項及び6の項から11の項までに掲げるものにあつては、避難階以外の階を同欄に掲げるそれぞれの用途に供しないもの並びに地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のものを除き、同表の1の項及び9の項の同欄に掲げる用途に供するものにあつては、令第129条の13の3第2項に規定する非常用エレベーター（以下非常用エレベーターという。）を設置しているものの共用部分に限る。）に設ける換気設備（法第28条第2項ただし書及び第3項の換気設備に限る。）、排煙設備（法第35条の排煙設備のうち排煙機又は送風機を有するものに限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の非常用の照明装置に限る。）とし、これらに係る法第12条第3項の規定による報告の時期は、各年度の4月1日から12月25日まで（規則第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目については、令和4年4月1日から12月25日まで及び令和4年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで）とする。

項番号	(あ)	(い)
	用途	建築物の種別
[略]		
4	事務所その他これに類するもの	階数が3以上であり、床面積の合計が200平方メートルを超える

のにあつては、避難階以外の階を同表（あ）欄に掲げるそれぞれの用途に供しないもの、同表の6の項から11の項までに掲げるものにあつては、避難階以外の階を同欄に掲げるそれぞれの用途に供しないもの並びに地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のものを除き、同表の1の項及び9の項の同欄に掲げる用途に供するものにあつては、令第129条の13の3第2項に規定する非常用エレベーター（以下非常用エレベーターという。）を設置しているものの共用部分に限る。）に設ける換気設備（法第28条第2項ただし書及び第3項の換気設備に限る。）、排煙設備（法第35条の排煙設備のうち排煙機又は送風機を有するものに限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の非常用の照明装置に限る。）とし、これらに係る法第12条第3項の規定による報告の時期は、各年度の4月1日から12月25日まで（規則第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目については、令和4年4月1日から12月25日まで及び令和4年から起算して3年ごとの4月1日から12月25日まで）とする。

項番号	(あ)	(い)
	用途	建築物の種別
[同左]		
4	事務所その他これに類するもの	階数が5以上であり、床面積の合計が3,000平方メートル以上で

	もの		あるもの
[略]	[同左]	[(1) 略]	[(1) 同左]
[2～6 略]	[2～6 同左]	(2) 1の項及び2の項の階数の計算については、地階を算入しない。	(2) 1の項、2の項及び4の項の階数の計算については、地階を算入しない。
備考 表中の[ ]の記載は注記である。			

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。